

町民税・県民税の特別徴収と その取り扱い要領

平成 3 1 年 4 月 1 日

牟岐町税務会計課

1. 町民税・県民税(個人住民税)の特別徴収とは

給与の支払者が毎月給与を支払う際に、納税義務者が納めなければならない町・県民税を6月から翌年5月までに月割した額を、毎月徴収し納入していただく制度です。

なお、徳島県・県内市町村では平成31(令和元)年度から、原則すべての事業主の皆様に従業員の個人住民税を特別徴収していただくようになりました。

(*詳細については、「特別徴収実施のお知らせ」をご参照ください。)

2. 特別徴収義務者とは

給与の支払をする者のうち、所得税の源泉徴収義務者を、地方税法の規定によって町・県民税の特別徴収義務者として指定した法人または個人をいいます。

3. 特別徴収税額の確認等について

特別徴収の関係書類を受け取られましたら、その内容を確認して、御不審の点がありましたら、係までお知らせください。同封の「特別徴収税額通知書(納税義務者用)」は、すみやかに各納税者に交付してください。

なお、既に退職した人については、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を直ちに提出してください。

4. 月割額の徴収方法

同封の「町・県民税特別徴収税額通知書」に各納税者の月割額を記入してありますので、6月から翌年の5月まで12ヶ月間、各納税者に支払われる給与から徴収してください。

なお、月割額の6月分と7月分以降とは同額ではない場合が多いので、徴収にあたっては月割額を再確認してください。

5. 月額割の徴収方法

各納税者から徴収された月割額の合計額を別にある「納入書」によって徴収した月の翌月10日(例えば6月分は7月10日)までに指定された金融機関で納入してください。

給与の遅払い、その他天災などにより納期限までに納入できないときは、延滞金その他の都合等がありますので納期限内に文書をもって申し出てください。

6. 月額割を納期限までに納入しなかったとき

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、年7.3%（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第92条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）に年7.3%の割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合です。

7. 納税者の異動

納税者が退職、休職または転勤等のため特別徴収ができなくなった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要な事項を記載、作成し、異動があった翌月の10日までに税務会計課へ提出してください。

（*注意）

この届出書が提出されなかったり、遅れたりしますと、特別徴収義務者において納入された税額と、本町において納入していただくことになっている税額に違いが生じ、異動された納税者の税額が未納分として残り、督促その他の滞納処分を受けることになるとともに、事務処理が遅れるため普通徴収になり、納税者が未徴収金額を一度に納めねばならないような結果になりますので、期日までに提出いただけますよう、重ねてお願いいたします。

8. 退職、休職または転勤などによって「異動届出書」が提出されたとき

納税者の退職等によって特別徴収ができなくなった未納月割額は一括徴収以外は普通徴収の方法で直接本人から徴収されることとなりますので、退職後の住所等は正確に記入してください。

転勤者の場合、その転勤先において継続して特別徴収を希望される場合は、転勤先の所在及び名称等を詳しく記載してください。

9. 退職者の退職時における特別徴収税額の一括徴収について

年の中途の退職等については、未徴収税額がある場合、個人宛納税通知書により、退職者個人から納税していただくことになっておりますが、その事由が本年の6月1日から12月31日までの間に発生し、納税義務者に支払われるべき給与または退職手当等が未徴収税額を超え、かつ本人の申し出があった場合には、特別徴収の方法で一括徴収できることになっておりますが、その事由が、翌年の1月1日より4月30日までの間に発生した場合には、納税義務者の申し出の有無にかかわらず、その者に対して、その翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与または退職手当等が、未徴収税額を超えるときは、これを一括徴収して納入しなければならないことになっておりますので、ご留意ください。

10. 町・県民税の課税の根拠

- (1) 本年1月1日現在町内に住所を有する個人に課税されます。
- (2) 次の者に対しては町・県民税は課税されません。
 - ◎前年中において所得を有しなかった者。
 - ◎1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人。
 - ◎障がい者、未成年者、寡婦（夫）で、前年中の所得が一定額以下の者。
 - ◎前年の合計所得金額が町条例で定める金額以下である者。

11. 退職所得に係る税額の徴収について

(1) 徴収

退職所得にかかる税額は「退職所得に係る住民税の特別徴収の手引」をご参照のうえ、退職手当の支払をする際に徴収してください。

(2) 納入

- ◎徴収した退職所得に係る税額は、その徴収の日の属する月の翌月10日までに納入してください。
- ◎退職所得に係る税額の納入は、納入書に必要事項を記入すれば、給与分の特別徴収税額（月割額）と同時に納入することができます。
なお、退職所得に係る納入申告書は納入書の裏面にあります。

12. その他

- (1) 納税者のうち給与所得以外の所得に対する所得割額の全部または一部を普通徴収の方法によって納付したいと希望する納税者は6月30日までにすみやかにご連絡ください。
- (2) 特別徴収についての事務連絡（電話照会または届出等）には必ず、「町・県民税特別徴収税額通知書」等に記載の指定番号を明示してください。

※特別徴収に関する各種様式は牟岐町ホームページからもダウンロードできます。

(<https://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/docs/2019051100018/>)